積立金及び補てん金の税務上の取扱いについて

(１)　所得税法及び法人税法の取扱い

①　通常補てん積立金

　　通常補てん積立金は、４事業年度の基本契約期間ごとに、全日基が価格差補てん事業に係る資金として国税庁長官の指定を受けて、所得税法施行令第167条の２又は法人税法施行令第136条の要件に該当するものとして、所得の計算上、必要経費又は損金の額に算入することができます。

　　②　補てん金

　　　　通常補てん金及び異常補てん金は、非課税所得の要件に該当しませんので、所得の金額の計算上、収入金額又は益金に算入することとなります。

(２)　消費税法上の取扱い

　　①　通常補てん積立金

　　　　通常補てん積立金は、消費税法第６条及び別表１の３並びに同法第10条第３項第13号（保険料に類する共済掛金その他保険料に類するものを対価とする役務の提供）に該当し、非課税取扱いとなります。

　　②　補てん金

　　　　通常補てん金及び異常補てん金は、配合飼料価格の大幅な変動（保険事故）に伴い受け取るものであり、保険金又は共済金に準ずるもので、資産の譲渡等に係る対価に該当せず、不課税取引となります。したがって、課税売上に該当せず、消費税は賦課されません。